

22 ス生ス第 45 号
平成 23 年 2 月 28 日

各都道府県生涯スポーツ主管課長 殿

文部科学省スポーツ・青少年局生涯スポーツ課長

坂 元 讓 次

(印影印刷)

総合型地域スポーツクラブに係る認定 NPO 法人制度の認定要件について（通知）

文部科学省としては、「新しい公共」を担う総合型地域スポーツクラブに対する幅広い寄附を促進するため、総合型地域スポーツクラブ全国協議会から要望があったとおり、総合型地域スポーツクラブに係る認定 NPO 法人制度の認定要件の緩和について、税制改正要望を行ったところです（別紙 1 参照）。

認定 NPO 法人の認定にあたっては、税法上「事業活動において共益的な活動の占める割合が 50%未満であること」が要件の一つとされており、「認定 NPO 法人制度の手引き（七訂版）」によれば「カルチャースクールや講習会のような活動」は、登録された者のみが参加する活動となるため、「共益的な活動」に該当するとされております（別紙 2 参照）。

総合型地域スポーツクラブは、会員を対象とした活動を実施していることから、この「共益的な活動」に該当する可能性があると考えられましたが、今回の文部科学省の税制改正要望を通じて、関係省庁から次の点が確認できました。

- 会員を対象とした活動であっても、その会員になるための資格等は特に必要なく、また、その会員を広く一般に募集しているなど、誰もが会員になって参加できるのであれば、不特定多数の者を対象とした活動であるといえることから、「共益的な活動」に当たるとはならない。

総合型地域スポーツクラブが行っている「会員を対象とした活動」についても、上述の不特定多数の者を対象とした活動に当てはまるのであれば、「共益的な活動」には当たらないといえる。

(注) 実際の認定にあたっては、国税庁において、個々の総合型地域スポーツクラブの活動実態等を確認させていただいた上で判断することとなることに留意されたい。

文部科学省としては、認定 NPO 法人制度の活用を通じて、「新しい公共宣言」(別紙 3 参照)に記載されているように「地域住民が出し合う会費や寄附により自主的に運営する NPO 型のコミュニティスポーツクラブが主体となって地域のスポーツ環境を形成する」ことが促進できるものと考えておりますので、貴職におかれましても、本件について御理解いただくとともに、域内の市区町村及び総合型地域スポーツクラブに周知願います。

※ 認定 NPO 法人の認定要件については、「共益的な活動」の割合以外の要件も定められておりますので、その内容については別紙 4 を御参照ください。

なお、本件について御不明な点がございましたら、以下の担当までご連絡願います。

本件担当：生涯スポーツ課企画係 伊藤、菊池
連絡先：03-5253-4111 (代表) 2683,2688 (内線)

地域住民同士により公共活動を行うNPO法人に係る 認定NPO法人制度の認定要件の緩和 [所得税、法人税]

要望内容

認定NPO法人制度の認定要件において、「新しい公共」を担う総合型地域スポーツクラブや学校支援地域本部等、地域住民の誰もが参加できる事業については、「共益的な活動」として取扱わない措置を講じる。

スキーム図

認定NPO法人の要件

1. パブリックサポートテスト(PST)が一定の基準以上であること。
- 2. 事業活動において、共益的な活動の占める割合が、50%未満であること。**
3. 運営組織および経理が適切であること。
4. 事業活動の内容が適正であること。
5. 情報公開を適切に行っていること。
6. 法令違反、不正の行為、公益に反する事実等がないこと。
7. 設立の日から1年を超える期間が経過し、少なくとも2つの事業年度を終えていること。
8. 所轄庁から法令等に違反する疑いがない旨の証明書の交付を受けていること。

地域住民の誰もが参加できる活動(総合型地域スポーツクラブ、学校支援地域本部等)については除外する。

背景・現状

「新しい公共」の具体的なイメージ

◇総合型地域スポーツクラブを拠点とした地域住民の主体的な取組

行政による無償の公共サービスから脱却し、地域住民が出し合う会費や寄附により自主的に運営するNP
O型のコミュニティスポーツクラブが主体となって地域のスポーツ環境を形成する。(「新しい公共」宣言 抜粋)

【現在の寄附額】: 26百万円

目標・効果

- ・地域住民が支え合う総合型地域スポーツクラブの活動の充実を通じた「新しい公共」の実現や、地域のスポーツ環境の充実
- ・NPO法人の運営が安定し、持続的な活動につながるとともに、NPO法人化を促進

【寄附の増加額】: 約170百万円

【減収見込額】 : 約 47百万円

○ 租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第二〇六号）第三十九条の二十三第二項

出典：「認定NPO法人制度の手引（七訂版）」（平成22年6月 国税庁）、137、138 ページ

【 租 税 特 別 措 置 法 施 行 令 】	参 考 事 項
<p>二 <u>実績判定期間における事業活動のうち次に掲げる活動の占める割合として財務省令で定める割合が百分の五十未満であること。</u></p> <p>イ <u>会員又はこれに類するものとして財務省令で定める者（当該法人の運営又は業務の執行に関係しない者として財務省令で定めるものを除く。以下この号において「会員等」という。）に対する資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供（以下この号及び第五号ニにおいて「資産の譲渡等」という。）、会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動（資産の譲渡等のうち対価を得ないで行われるものその他財務省令で定めるものを除く。）</u></p> <p>規則7 施行令第三十九条の二十三第一項第二号イに規定する財務省令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 当該法人から継続的に若しくは反復して施行令第三十九条の二十三第一項第二号イに規定する資産の譲渡等（以下この条において「資産の譲渡等」という。）を受ける者又は相互の交流、連絡若しくは意見交換に参加する者として当該法人の帳簿書類その他に氏名又は名称が記載された者であって、当該法人から継続的に若しくは反復して資産の譲渡等を受け、又は相互の交流、連絡若しくは意見交換に参加する者</p> <p>二 役員</p> <p>規則8 施行令第三十九条の二十三第一項第二号イに規定する当該法人の運営又は業務の執行に関係しない者として財務省令で定めるものは、<u>当該法人が行う不特定多数の者を対象とする資産の譲渡等の相手方であって、当該資産の譲渡等以外の当該法人の活動に関係しないもの</u>とする。</p>	<p>○ NPO法人の社員であることをもって、そのNPO法人の会員に該当するというわけではありません。ただし、そのNPO法人の定款などにおいて、例えば、「社員は会員から選ぶ」又は「社員となれば同時に会員にもなる」等の取り決めをしている場合には、社員はすべて会員となります。</p> <p>○ 規則第七項の者（会員に類するもの）とは、単にNPO法人の帳簿書類等に氏名等が記載されたものがすべて該当するわけではなく、NPO法人の活動に参加する者としてNPO法人の帳簿書類等に記載され、かつ、実際に参加する者がこれに該当します。したがって、例えば、次のような活動に参加する者はこれに該当すると考えられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ サークルや同窓会のような活動（このような活動は、通常、登録された者のみが参加する活動であるため） ・ <u>カルチャースクールや講習会のような活動（通常は受講者が事前に申し込んでおく必要があると考えられ、登録された者のみが参加する活動となるため）</u> ・ 参加資格は問わないが、過去の参加者のみに案内状を送付したため、結果的に過去の参加者のみが参加したシンポジウム（実態として過去の参加者のみを対象とした活動であるため）

「新しい公共」宣言（抄）

〔平成22年6月4日
第8回「新しい公共」円卓会議決定〕

◇総合型地域スポーツクラブを拠点とした地域住民の主体的な取組

行政による無償の公共サービスから脱却し、地域住民が出し合う会費や寄附により自主的に運営するNPO型のコミュニティスポーツクラブが主体となって地域のスポーツ環境を形成する。学校・廃校施設の活用や学校へのクラブ指導者の派遣など、クラブと学校教育が融合したスポーツ・健康・文化にわたる多様な活動を通じて、世代間交流やコミュニティ・スクールへの発展につなげていく。